

令和３年度開成町監査実施計画

種類 日程	定期監査 決算審査 (一般・特別)	定期監査 決算審査 (公営企業)	例月出納 検査	基金の運用 状況審査	健全化判断比 率等の審査	財政援助団 体等の監査	随時監査
４月			２７日（火）				
５月			２８日（金）				
６月		２９日（火）	２４日（木）				２４日（木）
７月	１３日（火） １４日（水） １５日（木） ２６日（月） ２７日（火） ２８日（水）			１５日（木）	２６日（月）	１３日（火） １４日（水） １５日（木） ２６日（月） ２７日（火） ２８日（水）	
８月	４日（水）		４日（水） ２５日（水）				
９月			２８日（火）				２８日（火）
１０月			２５日（月）			５日（火）	
１１月			２５日（木）				
１２月			２２日（水）				
１月			２６日（水）				
２月			２５日（金）				
３月			２４日（木）				

（付記）

- 定期監査（財務に関する事務の執行・経営に係る事業の管理）は決算審査と同時期に年１回実施する。
公営企業会計は６月に、一般会計・特別会計は７月・８月に実施する。また、決算審査の対象とする
主要な事務・事業は別途指定する。
- 例月出納検査は会計管理者及び公営企業管理者が保管する現金の在高及び出納関係諸表等の計数を検
査する。４月・５月・６月は令和２年度予算に係る執行を併せて検査する。
- 基金の運用状況の審査は７月に実施する。
- 健全化判断比率等の審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１号）は７月に実
施する。
- 財政援助団体等の監査は７月に全ての団体を対象に実施する。また、別途指定する財政援助団体
または指定管理者は１０月に現地調査を実施する。
- 随時監査は６月と９月に実施し、監査項目は別途指定する。また、必要があると認めるときは特定の
事務事業等の執行（委託事業、工事、補助金・交付金など）に係る監査を別途指定する日に実施する。
- 監査の実施に関し上記に定めるほか、開成町監査基準（令和２年３月２６日監査委訓令第１号）に
よる。
- この実施計画は開成町監査基準第１８条に定める年間監査計画である。